

## 安堵町ホームページバナー広告掲載取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、安堵町（以下「町」という。）のホームページに掲載するバナー広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び規格等)

第2条 町のホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

2 町のホームページに掲載する広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦：50ピクセル・横：130ピクセル
- (2) データ容量 30キロバイト以内
- (3) 形式 GIF形式又はJPEG形式
- (4) alt 属性 100文字以内

3 広告の掲載位置は、町のホームページのトップページで総務課長が指定したところとする。

(広告の範囲)

第3条 掲載する広告の範囲は、町のイメージ、品位を損なうおそれのないものとし、次に定めるいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 政治性、宗教性、意見広告等に類するもの
- (3) 公の秩序及び善良な風俗に反するもの、又はそのおそれがあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (5) 虚偽又は誇大な表現で、事実を誤認するおそれがあるもの
- (6) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (7) 町が推奨しているとの誤解を招くおそれがあるもの
- (8) 町税等を滞納している者の広告であるもの
- (9) その他広告として掲載することが妥当でないと町長が認めるもの

2 前項の規定は、町のホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告のリンク先である広告主のホームページの内容についても、その性質上可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、適用するものとする。

(広告の掲載料金)

第4条 広告の掲載料金は、1枠当たり月額3,000円とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、月の1日から末日までの1ヶ月を単位とし、連続する年度末までの最長12ヶ月間とする。

2 掲載開始日及び掲載終了日が安堵町の休日を定める条例(平成元年安堵町条例第6号)第1条第1項に規定する日(以下「休日という。’)にあたる時は、この限りではない。

3 広告の掲載期間中、メンテナンス等によりホームページを閉鎖した時間が生じても、広告掲載期間の延長は行わないものとする。

(広告の掲載募集及び申込)

第6条 広告掲載の募集は、町広報紙及び町のホームページにより公募するものとする。

2 広告を掲載しようとする者は、安堵町バナー広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとするバナー画像のデータ及びそれを出力したものを添えて、町長に申し込むものとする。この場合において、町長は必要と認める書類を添付させることができる。

3 広告の掲載申込は、広告の掲載希望月の前々月の20日(その日が町の休日に当たる時は、その日以前において、その日に最も近い町の休日でない日)までに郵送又は持参により行うものとする。

4 同一申込者が申し込める広告は、1枠までとする。

(広告の掲載決定)

第7条 町長は前条の申し込みを受けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定し、安堵町バナー広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 申込者が多数ある場合は、先着順とする。

3 町長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申込者に修正を求めることができる。

(掲載料金の納入)

第8条 申込者は、前条第一項の規定により掲載する旨の通知を受けた場合、広告掲載開始月の前月末日までに、広告掲載料金を全額納入しなければならない。

(広告の内容変更)

第9条 広告の内容に関する変更は、原則行わないものとする。ただし、アドレスの変更等町長が必要と認めるものに限り変更できるものとする。この場合、安堵町バナー広告変更等申込書(様式第3号)(以下「変更等申込書」という。)に必要な書類を添付し、町長に申し込むものとする。

2 前項の申し込みを受けたときは、速やかに内容を審査し、安堵町バナー広告変更決定通知書(様式第4号)により申込者に通知するものとする。

(広告の掲載の取下げ)

第10条 申込者は、広告の掲載を取下げるときは、変更等申込書を町長へ提出しなければならない。

(掲載料金の返還)

第11条 申込者の責めに帰することができない事由により広告の掲載を中止し、前条の

規定により広告の掲載を取下げたときは、掲載しなかった月数に応じて掲載料金を返還する。ただし、広告を掲載しなかった期間が1ヶ月未満の場合は、掲載料金の返還は行わないものとする。

2 広告の掲載期間中にメンテナンス等によりホームページを閉鎖した時間が生じた場合の掲載料金は返還しないものとする。

(広告の掲載の取消し)

第12条 町長は、次のいずれかに該当する場合、広告の掲載を取消することができる。

(1) 町長が指定する期日までに、掲載料金を納入しなかった場合

(2) 町長が指定する期日までに、広告案等を提出しなかった場合

(3) 申込者又は広告内容が不相当と判断した場合

2 町長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合、安堵町バナー広告取消通知書(様式第5号)により、通知するものとする。

(申込者の責任)

第13条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとし、町は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、内規により定める。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月20日から施行する。

安堵町長 殿

安堵町バナー広告掲載申込書

安堵町ホームページバナー広告等掲載取扱規程第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおりバナー広告掲載を申し込みます。

申込者	住所・所在地		
	ふりがな 氏名・名称		
	ふりがな 代表者職・氏名		印
	ふりがな 担当者氏名		
	連絡先	電話	
		FAX	
		Mail	
	業種		
URL		http://	
申込内容	事業内容		
	広告の内容		
	リンク先 URL		http://
	掲載希望期間		年 月 ~ 年 月 (ヶ月)
	alt 属性(100文字以内)		
<p>広告の掲載申し込みにあたり、安堵町ホームページバナー広告等掲載取扱規程を遵守し、町が町税等の納税状況を確認することに同意するとともに、掲載する広告に著作権及び肖像権の侵害がないことを確認します。</p> <p style="text-align: center;"><u>同意及び確認の署名</u></p>			

添付書類 広告しようとするバナー画像を出力したもの及びそのデータを格納した記録媒体 (CD・DVD・FD に限る)。これらの記録媒体については、返却しませんので、ご了承ください。

※広告しようとするバナー画像等の原稿作成に要する費用は、申込者の負担とします。

※広告しようとする月の前々月 20 日までに必ず申し込みしてください。

様式第2号

年 月 日

(申 込 者) 様

安堵町長

安堵町バナー広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのあった広告掲載について、次のとおり決定しましたので、通知します。

1. 掲載の可否          広告を掲載する          ・          広告を掲載しない

(掲載しない場合の理由)

[ ]

2. 広告掲載期間          年          月          から          年          月まで  
(          ヶ月)

3. 掲載料金          円

4. リンク先 URL          http://

5. Alt 属性

※掲載料は、次のいずれかの方法により、年 月 日までに納入してください。

- ①安堵町役場総務課の窓口にて納入
- ②安堵町役場が発行する納付書にて納入
- ③金融機関の口座に振込 (振込手数料が必要)  
金融機関：南都銀行 法隆寺支店  
口座番号：0053030  
口座名義：安堵町会計管理者

安堵町長 殿

## 安堵町バナー広告変更等申込書

安堵町ホームページバナー広告等掲載取扱規程第9条の規定に基づき、次のとおりバナー広告掲載の変更を申し込みます。

申込者	住所・所在地		
	ふりがな 氏名・名称		
	ふりがな 代表者職・氏名		印
	ふりがな 担当者氏名		
	連絡先	電話	
		FAX	
		Mail	
	業種		
URL		http://	
変更内容	該当に○	項目	内 容
		リンク先 URL	http://
		掲載希望期間	年 月 ～ 年 月 (ヶ月)
		その他	

※変更となる項目に、○を付けてください。



様式第5号

年 月 日

( 申 込 者 ) 様

安堵町長

安堵町ホームページバナー広告掲載取消し決定通知書

下記の理由により、安堵町ホームページバナー広告の掲載を取り消しましたので、通知します。

記

取り消した理由

[ ]



安堵町告示第 号

安堵町ホームページバナー広告掲載取扱規程を次のように定める。

平成23年 月 日

安堵町長 西 本 安 博

(以下、第1案と同じ)